部長及び参事官
殿
所　　属　　長

刑企発第125号
（生企、地域、少年、生環、捜一、
捜二、組対、交企、交指、高速、
交機、備一、備二）
平成28年３月14日
10年保存（口訓）
本　　部　　長

〔沿革〕令和６年３月27日刑企発第180号

逮捕権等の適正な運用について（通達甲）

逮捕権等の適正な運用については、「逮捕権等の適正な運用について（例規）」（平成26年１月６日刑企発第２号）に基づいて行っているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年６月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、逮捕権等の適正な運用に関し次のとおり定め、平成28年４月１日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

第１　逮捕権の適正な運用

１　逮捕権の運用に当たっては、犯罪構成要件の充足その他の逮捕の理由、逮捕の必要性、これらに関する疎明資料、収集した証拠の証明力等を十分に検討すること。

２　被害者等の供述や面割結果が被疑者を特定した主たる資料である場合は、判明した被疑者の身辺捜査、所在捜査等を徹底し、被疑者と事件との結びつきについての客観的証拠の収集に努めること。

３　刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「法」という。）第199条第１項に規定する逮捕状（以下「通常逮捕状」という。）が発付されている場合であっても、被疑者を逮捕する時点において、被疑者の態度、被疑事実に対する認否等の状況を踏まえ、再度、被疑者として特定した者に間違いないか、被疑者として特定した資料に誤りがないか、逮捕の必要性が認められるかなどを十分に確認、検討した上で逮捕すること。特に被疑者の犯人性について、写真面割しかないなど、証拠関係が必ずしも十分でない場合、また、逮捕の際に被疑者が否認し、アリバイを主張するような場合は、供述の裏付け捜査、他の証拠との比較検討を行うなど、供述の信憑性等を慎重に判断すること。

４　被疑者を逮捕する場合は、逮捕の時期、方法等についても考慮し、適時に適正な捜査指揮を行い、捜査事故防止に万全を期すこと。

第２　通常逮捕状請求時の検討

１　通常逮捕状の請求に当たっては、誤認逮捕等捜査事故の発生を未然に防止するため、別記第１号様式の通常逮捕状請求検討表又は別記第２号様式の逮捕状更新検討表（以下「検討表等」という。）により、犯罪の嫌疑（逮捕の理由）及び逮捕の必要性を十分検討すること。

２　検討表等を作成するに当たっては、先入観にとらわれ、勘による推測のみに頼ることなく、必ず捜査によって得た疎明資料に基づき正確に記載すること。また、捜査幹部自らが通常逮捕状請求書の疎明資料と検討表等とを照合し、疑問点については事件担当捜査員に事実を直接確認するなど、総合的に検討の上、逮捕の嫌疑及び必要性を慎重に判断すること。

３　通常逮捕状の請求を行う場合における被疑者特定の疎明資料が、写真面割りの結果である場合はその方法が過去の判例で指摘された公正性の要件を具備しているかを、被害者、共犯被疑者等の供述である場合は他の証拠で補強され、又は裏付けられているかを確認し、証拠価値の判断を誤らないようにすること。

４　通常逮捕状の請求と同時に法第201条の２第１項に規定する逮捕状に代わるもの（以下「逮捕状に代わるもの」という。）の交付の請求をする場合に該当するか否かを確認すること。

第３　令状等請求簿等の作成

逮捕状の請求（当該請求と同時に逮捕状に代わるものの交付の請求をする場合にあっては、当該逮捕状に代わるものの交付の請求を含む。以下この第３において同じ。）又は法第218条第１項の規定による差押え、記録命令付差押え、捜索、検証若しくは身体検査若しくは法第225条第２項の規定による鑑定処分（以下「捜索等」という。）の令状請求をしたときは、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第２号）第125条、第137条第３項、第165条及び第189条第５項の規定によるほか、次に掲げる要領による。

１　逮捕状の請求及び捜索等の令状請求並びに逮捕状更新のための令状請求は令状等請求簿に、没収保全及び附帯保全（以下「没収保全等」という。）の請求は没収保全等請求簿に、それぞれ区分して記載すること。

２　裁判官から、令状請求等を却下されたときは、当該請求書を令状等請求簿又は没収保全等請求簿（以下「令状等請求簿等」という。）に編てつするとともに、令状等請求簿等の備考欄にその旨を記載しておくこと。

３　県本部事件主管課又は隣接署等の指定司法警察員に依頼して令状等を請求する場合においては、依頼課署及び受理課署双方の令状等請求簿等に所定事項を記載すること。

第４　検討表等の編てつ

通常逮捕状検討表には当該逮捕状請求書の写しを、逮捕状更新検討表には更新時の当該逮捕状請求書の写しを添付し、それぞれ請求の日付順に令状等請求簿の末尾に編てつすること。

第５　報告

１　令状請求等却下事案の報告

令状請求が却下された事案、検察官により勾留不請求とされた事案又は勾留請求（勾留に代わる観護措置請求を含む。）が却下された事案については、別記第３号様式の令状・勾留請求却下事案報告書に、当該事件に係る事件指揮簿、逮捕状請求書、捜査報告書、送致書等の写しを添えて、速やかに刑事企画課を経由して刑事部長に報告すること。

２　逮捕権運用等の年報

所属長は、令状請求、執行状況等について、別記第４号様式の逮捕権の運用等状況報告書により毎年１月末までに刑事企画課を経由して本部長に報告すること。

（別記様式省略）